

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第 15 条の 2 第 2 項及び同法施行規則第 15 条の 6 の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 8 年 5 月 13 日

北海道運輸局長 井上 健二

記

1. 届出の内容

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	令 8 A 第 1 号
届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業の名称	北海道中央バス株式会社
廃止となる路線	別紙のとおり
廃止の予定日	令和 8 年 10 月 1 日
廃止を必要とする理由	別紙のとおり

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書（別添様式参照）を北海道運輸局又は北海道運輸局札幌運輸支局まで提出してください。（郵送による場合は、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見の聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

（参考）

1. 道路運送法第15条の2第2項の「利害関係人」とは、同法施行規則第15条の7によるものをいい、例示として次のような者が考えられます。

- （1）当該路線の廃止後において、乗合運送を行うことが想定される別の一般乗合旅客自動車運送事業者
- （2）廃止を予定する一般乗合旅客自動車運送事業者
- （3）当該路線の沿線地域の経済団体（商工会議所等）
- （4）当該路線の沿線地域の相当数の利用者が参画し、当該路線に関連する利用者団体

2. 一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6月前までに届け出ることによって実施可能となっています。

3. この意見の聴取は、本事案に係る路線の廃止を行った場合における旅客の利便の確保に関し、北海道運輸局長が関係地方公共団体及び利害関係人から行うものです。

また、意見の聴取の結果により、同条第3項及び第4項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかの判断を行います。

4. 意見の聴取において届出を行った事業者が廃止の実施日の繰り上げを希望し、かつ、関係地方公共団体及び利害関係人から特段の意見がなかった場合等において、旅客の利便を阻害しないと認められるときは、廃止の実施日の繰り上げを認めることがあります。

(問い合わせ先及び意見の聴取申請書提出先)

- ・北海道運輸局自動車交通部 旅客第一課

〒060-0002

札幌市中央区北 2 条西 1 9 丁目 8 番 札幌第 4 合同庁舎東館

TEL011-290-2741

- ・北海道運輸局札幌運輸支局 輸送・監査担当

〒065-0028

札幌市東区北 2 8 条東 1 丁目 1 番 1 号

TEL011-731-7167

系統名	地番		キロ程 (km)	廃止を必要とする理由
(1) 滝川奈井江線	起点	滝川市新町 2 丁目 1 0 - 1 0 地先	0.7	滝川奈井江線は、滝川市、砂川市、奈井江町を結ぶ路線で、当該路線は、主に奈井江町や砂川市から滝川方面への通院や買い物に利用されてきたが、沿線自治体の人口減を受け減少傾向にあり、今後収支改善の見込みは無い。また、滝川～奈井江間はJR函館本線が並行しており、代替交通は確保されている。当社においては乗務員不足が極めて深刻であり、利用の低い路線の見直しにより運行の効率化を図るため路線廃止するもの。
	終点	滝川市新町 3 丁目 2 - 1 地先		
	起点	奈井江町奈井江 1 1 5 - 6 地先	4	
	終点	奈井江町チャシュナイ 1 0 3 7 - 5 0 地先		
	起点	奈井江町奈井江 4 9 - 1 地先	0.2	
	終点	奈井江町奈井江 7 0 - 2 地先		
計			4.9	
(2) 岩見沢美唄線	起点	岩見沢市岡山町 6 - 4	12.5	岩見沢美唄線は、岩見沢市と美唄市を結ぶ路線で、当該路線は、主に岩見沢市や三笠市から美唄市内の高校への通学に利用されてきたが、一部便を除き利用が僅少で大型バスで輸送を行う規模ではない。また、岩見沢～美唄間はJR函館本線が並行しており代替交通が確保されている。当社においては乗務員不足が極めて深刻であり利用の低い路線の見直しにより運行の効率化を図るため路線廃止するもの。
	終点	美唄市大通東 1 条南 2 丁目 1 - 3		
	起点	美唄市大通東 1 条南 2 丁目 1 - 3	0.1	
	終点	美唄市東 1 条南 1 丁目 2 - 1 2		
	起点	美唄市東 1 条南 1 丁目 2 - 1 2	0.2	
	終点	美唄市大通東 1 条南 2 丁目 2 - 1		
	起点	三笠市岡山 1 0 5 9 - 1 地先	0.3	
	終点	三笠市岡山 1 0 5 9 - 1 地先		
計			13.1	
(3) 岩見沢長沼線	起点	夕張郡夕張郡栗山町中央 3 丁目 4 地先	1.2	岩見沢長沼線は、岩見沢市と栗山町、由仁町、長沼町を結ぶ路線であり、当該路線は、岩見沢から栗山間の利用が主で、栗山から長沼間は車内人員が概ね一桁台であることから、大型バスが必要な利用者数ではない。当社においては乗務員不足が極めて深刻であり、利用の低い路線の見直しにより運行の効率化を図るため路線廃止するもの。
	終点	夕張郡栗山町朝日 2 丁目 5 5 地先	4.2	
	起点	夕張郡栗山町朝日 2 丁目 5 5 地先		
	終点	夕張郡夕張郡栗山町角田 2 5 1 地先	1.4	
	起点	夕張郡由仁町東栄 1 7 2 地先		
	終点	夕張郡由仁町中央 2 7 0 地先	0.1	
	起点	夕張郡由仁町本町 1 5 6 地先		
	終点	夕張郡由仁町中央 3 地先	1.2	
	起点	夕張郡長沼町東 5 線北 5 地先		
	終点	夕張郡長沼町東 4 線北 3 地先	0.8	
	起点	夕張郡長沼町東 4 線北 3 地先		
	終点	夕張郡長沼町東町南 1 丁目 1 - 4 1	0.5	
	起点	夕張郡長沼町東町南 1 丁目 1 - 4 1		
	終点	夕張郡長沼町中央南 1 丁目 1 - 8	0.1	
	起点	夕張郡長沼町中央南 1 丁目 1 - 8		
	終点	夕張郡長沼町中央南 1 丁目 1 - 1 7	0.3	
	起点	夕張郡長沼町中央南 1 丁目 1 - 1 7		
	終点	夕張郡長沼町中央南 1 丁目 1 - 5		
計			9.8	
(4) 幌向線	起点	岩見沢市美園 1 条 1 丁目 1 地先	10.6	幌向線は、岩見沢市中心部と岩見沢市幌向地区を結ぶ路線で、当該路線は主に、幌向地区住民の通院、通学、買い物の足と幅広く利用されてきたが、長年にわたり赤字が続き、今後も収支改善の見込みは無い。当社においては乗務員不足が極めて深刻であり、利用の低い路線の見直しにより運行の効率化を図るため路線廃止するもの。
	終点	岩見沢市幌向南 1 条 5 丁目 3 9 8 - 7 地先		
	起点	岩見沢市幌向南 1 条 5 丁目 3 9 8 - 7 地先	2.2	
	終点	岩見沢市幌向南 4 条 2 丁目 2 3 8 - 4		
計			12.800	
合計			40.600	

令和 年 月 日

北海道運輸局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名（法人又は団体）
電 話 番 号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する意見聴取申請書

今般、令和8年5月13日付け北海道運輸局公示第9号で公示された下記の件名に対して意見を述べたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 事案の件名及び事案番号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
令8A第1号

2. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

3. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

（注意事項）

意見聴取申請書は、公示の日から10日以内に北海道運輸局又は事案を管轄する運輸支局へ提出してください。郵送で申請する場合は、消印日が公示の日から10日以内であれば有効とします。

なお、意見の聴取の日時及び場所等は、利害関係人と認められる場合のみ別途通知します。